

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京丹波町長 畠中 源一

市町村名 (市町村コード)	京丹波町 (264075)
地域名 (地域内農業集落名)	上和知地区 (中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化による担い手不足であり、新たな担い手の確保が課題。
- ・認定農業者、新規就農者や集落営農組織への集積はあるものの、典型的な中山間地域であり1戸当たりの経営面積は零細である。
- ・有害鳥獣被害により、生産意欲が衰退しており、有害鳥獣防止柵の設置などの対策強化が必要。
- ・高齢化が今後も進むことから、スマート農業推進や農地利用を図るため、古くからの特産である丹波くりの栽培を推進。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域環境を活かし主要作物である水稻を中心に、特産物である新丹波黒大豆や黒枝豆など、需要のある作物生産と加工米や酒造好適米の生産拡大を図る。
- ・耕畜連携によるWCS用稲の生産を拡大し、効率的な農地利用を図る。
- ・認定農業者や規模の大きな担い手農家への農地の集積・集約化を進めるとともに、地域外からの新規就農者の受入等についても推進する。また、集落営農組織の担い手を育成する。
- ・農地の有効利用を図るために、丹波くりの生産を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	208 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	176 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域、日本型直接支払制度の対象農地等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用し、認定農業者や大規模農家等の担い手を中心として、農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、担い手や農地所有者の意向を踏まえながら、農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針 担い手への集積・集約化の状況を見ながら、必要に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・農作業の効率化を図るため、ドローンを活用した防除については、農業公社に委託する。 ・農業者で耕作できない農地は、和知ふるさと振興センターに依頼する。 ・WCS用稲の刈取・ラッピング、輸送については、和知ふるさと振興センターに依頼する。 ・水稻の植付、耕耘、刈取り、乾燥調製については、三共ライスセンターに委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①町の補助事業等を活用し、有害鳥獣対策に取り組む。
 ③高齢化が進む中、作業の省力化を図るためスマート農業の推進を図る。
 ⑤京丹波町の特産である丹波くりを栽培し農家所得の向上と畑地化を図る。
 ⑦高齢化等により作物が栽培できない場合、次の担い手につなぐため、耕作放棄地とならないよう保全管理につとめる。
 ⑨町内の酪農家から需要のある、WCS用稲の作付をコントラクターと連携し、耕畜連携の取り組みを推進する。